



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

独禁懇 202-1

東アジアにおける競争政策の進展と 公正取引委員会の役割について

平成27年12月1日

独占禁止懇話会

官房国際課



1. 東アジアにおける競争政策の進展
2. 東アジア競争政策トップ会合等
3. 東アジアにおける競争当局間の協力枠組み
4. 公正取引委員会による技術支援



1 東アジアにおける競争政策の進展



(1) 背景

東アジア競争法・政策カンファレンスの開始

平成16年3月，マレーシアにて第1回カンファレンスを開催。

東アジア競争政策トップ会合の創設

平成17年5月，インドネシアにて第1回の会合を開催。

日本，韓国，台湾，インドネシア，タイ，シンガポール，フィリピン，ベトナム，マレーシアの9か国・地域が参加。



AECブループリント

- ASEANが、平成27年のASEAN経済共同体（AEC）創設を目指して、平成21年に発出したAEC創設に向けた工程表。
- 競争政策については、「平成27年までに全加盟国で競争政策を導入するように努力する」と明記。



- アジア地域において競争法導入に向けた取組が加速。
- 平成17年8か国→平成27年15か国



(2) 最近の東アジアを舞台とした主な事件

[中国]

自動車用部品(平成26年8月)	\$ 135.2
軸受製造業者(平成26年8月)	\$ 65.0
TFT液晶製造業者(平成24年1月)	\$ 57.0

[日本]

軸受製造業者(平成25年3月)	\$ 128.0
自動車用部品(平成24年11月)	\$ 32.0
自動車用ワイヤハーネス(平成24年1月)	\$ 124.0
ブラウン管(平成21年10月)	\$ 32.0
燃油サーチャージ(平成21年3月)	\$ 87.0
マリンホース製造業者(平成20年2月)	\$ 0.02

[韓国]

軸受製造業者(平成26年11月)	\$ 66.8
自動車用部品(平成25年12月)	\$ 113.0
ブラウン管(平成23年12月)	\$ 5.3
TFT液晶製造業者(平成23年10月)	\$ 190.0
燃油サーチャージ(平成22年5月)	\$ 117.0
マリンホース製造業者(平成21年5月)	\$ 0.5

[シンガポール]

燃油サーチャージ(平成26年12月)	\$ 5.1
軸受製造業者(平成26年5月)	\$ 7.4

[オーストラリア]

軸受製造業者(平成25年1月～平成26年5月)	\$ 4.6
自動車用ワイヤハーネス(平成24年12月)	*
マリンホース製造業者(平成22年4月)	\$ 7.0
燃油サーチャージ(平成20年10月～平成24年12月)	\$ 92.0

通貨単位: 100万米ドル(為替レート: 平成26年8月現在)

*は進行中。

(3) 東アジアにおける主な国・地域の競争法の整備状況

国・地域	競争法の制定状況
日本	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年制定, 同年施行)
韓国	独占規制及び公正取引に関する法律(昭和55年制定, 昭和56年施行)
台湾	公平交易法(平成3年制定, 平成4年施行)
タイ	取引競争法(平成11年制定, 同年施行)
インドネシア	独占的行為及び不公正な事業競争の禁止に関するインドネシア共和国法(平成11年制定, 平成12年施行)
ラオス	取引競争令(平成16年制定, 同年施行) 競争法(平成27年可決, 大統領の署名を経る予定)
ベトナム	競争法(平成16年制定, 平成17年施行)
シンガポール	2004年競争法(平成16年制定, 平成18年施行, 企業結合規制については平成19年施行) 東アジア競争政策トップ会合創設(平成17年)
中国	中華人民共和国独占禁止法(平成19年制定, 平成20年施行)
モンゴル	モンゴル競争法(平成22年制定, 平成24年施行)
マレーシア	競争法2010(平成22年制定, 平成24年施行)
香港	競争法(平成24年制定, 平成27年末施行予定)
フィリピン	フィリピン競争法(平成27年制定, 未施行)
ブルネイ	2015年競争令(平成27年制定, 未施行)
ミャンマー	競争法(平成27年制定, 未施行)
カンボジア	法案検討中

東アジア競争政策トップ会合創設後に、
包括的競争法が相次いで制定される。



2 東アジア競争政策トップ会合等



- 東アジア競争政策トップ会合（トップ会合）
 - 東アジア地域の競争当局のトップ等が、最近の活動状況や今後の課題等について率直な意見・情報交換を行うことにより、相互の協力関係を促進・強化することを目的とする。

- 東アジア競争法・政策カンファレンス（カンファレンス）
 - 競争当局に加え、関係する政府機関、実務家及び学識経験者を交えた公開の意見交換を行うものであり、開催国における競争政策の唱導に寄与することを目的とする。



← 第11回東アジア競争政策トップ会合
（平成27年8月 ホーチミン）

トップ会合・カンファレンスの開催状況

開催年月	場所	トップ会合	カンファレンス
平成16年3月	マレーシア(クアラルンプール)	—	第1回
平成17年5月	インドネシア(ボゴール)	第1回	第2回
平成18年6月	タイ(バンコク)	第2回	第3回
平成19年5月	ベトナム(ハノイ)	第3回	第4回
平成20年4月	日本(京都)	第4回	—
平成21年6月	モンゴル(ウランバートル)	第5回	第5回
平成22年9月	韓国(ソウル)	第6回	—
平成23年9月	シンガポール(シンガポール)	第7回	第6回
平成24年5月	マレーシア(クアラルンプール)	第8回	第7回
平成25年8月	フィリピン(マニラ)	第9回	第8回
平成26年10月	日本(東京)	第10回	—
平成27年8月	ベトナム(ホーチミン)	第11回	第9回



第11回トップ会合の参加競争(関連)当局

国・地域	競争(関連)当局
インドネシア	事業競争監視委員会
オーストラリア	競争・消費者委員会
韓国	公正取引委員会
カンボジア	商業省国内取引局
シンガポール	競争委員会
タイ	商業省国内取引局(取引競争委員会事務局)
台湾	公平交易委員会
中国	国家工商行政管理総局, 国家発展改革委員会, 商務部
日本	公正取引委員会
フィリピン	司法省競争庁
ベトナム	競争庁
香港	競争委員会
マレーシア	競争委員会
ミャンマー	商業省通商消費者局
モンゴル	公正競争・消費者保護庁
ラオス	商務省国内取引局

第11回トップ会合及び第9回カンファレンスの概要

(平成27年8月25日・26日 於ベトナム・ホーチミン)

〔第11回トップ会合〕

- 18の競争当局及び競争関連当局から約50名が参加
- 東アジアにおける競争法・政策の最近の進展と将来の展望, 東アジア地域における効果的な執行協力及びトップ会合の将来の展望について意見交換

〔第9回カンファレンス〕

- 競争当局のほか, ベトナムの民間部門や政府部門から100名以上が参加
- 競争文化を促進するための企業におけるコンプライアンス及び競争当局の独立性と競争法・政策の効果的な執行に及ぼす影響について意見交換



3 東アジアにおける競争当局間の 協力枠組み



東アジアにおける競争当局間の協力枠組み

➤ 経済連携協定

- ・日シンガポール経済連携協定(平成14年1月署名, 同年11月発効)
- ・日マレーシア経済連携協定(平成17年12月署名, 平成18年7月発効)
- ・日フィリピン経済連携協定(平成18年9月署名, 平成20年12月発効)
- ・日タイ経済連携協定(平成19年4月署名, 同年11月発効)
- ・日インドネシア経済連携協定(平成19年8月署名, 平成20年7月発効)
- ・日ASEAN経済連携協定(平成20年4月署名, 一部発効)
- ・日ベトナム経済連携協定(平成20年12月署名, 平成21年10月発効)
- ・日オーストラリア経済連携協定(平成26年7月署名, 平成27年1月発効)
- ・日モンゴル経済連携協定(平成27年2月署名)
- ・環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(平成27年10月大筋合意)

➤ 競争当局間の協力に関する覚書等

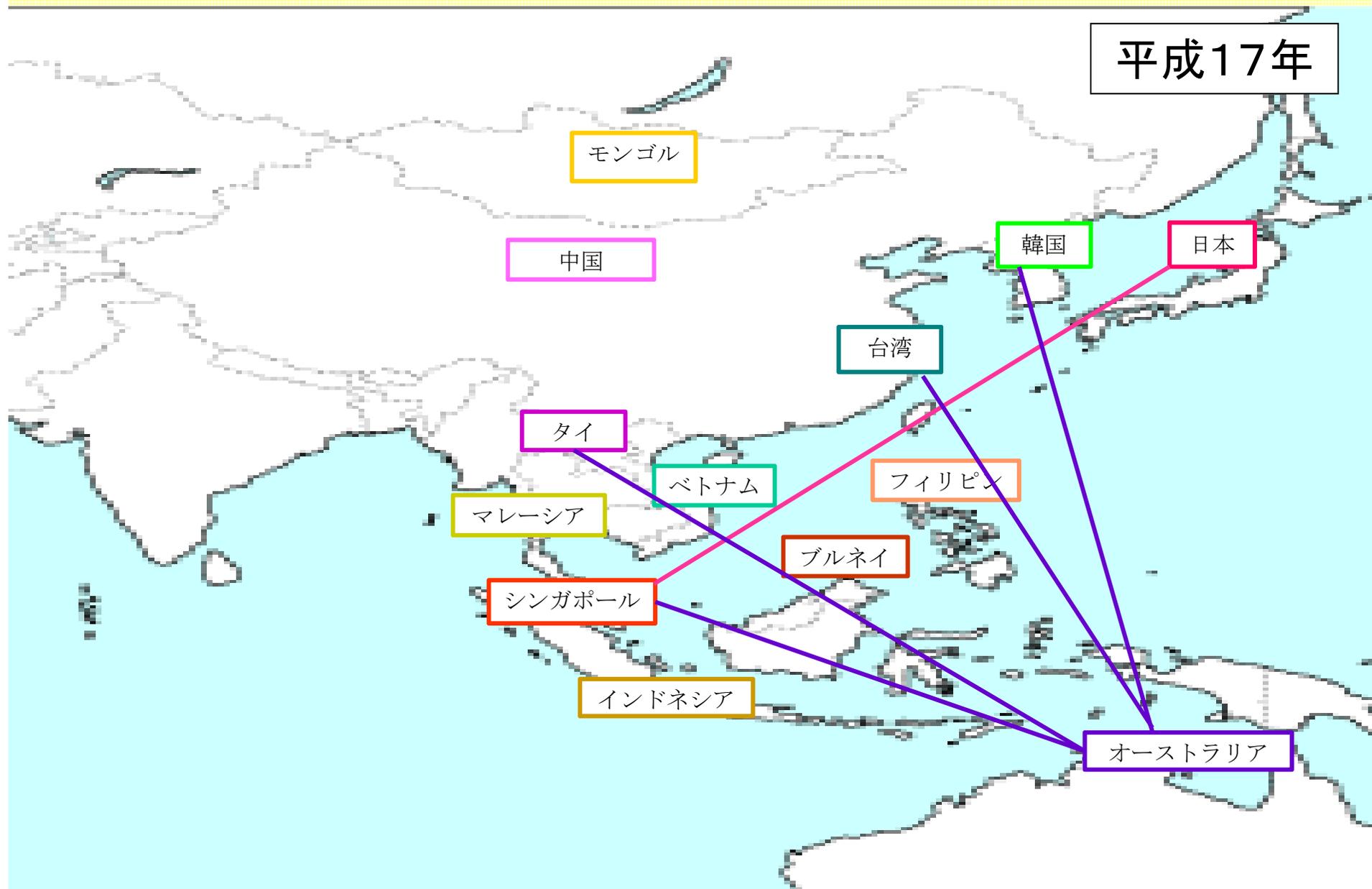
- ・フィリピン司法省との協力に関する覚書(平成25年8月署名)
- ・ベトナム競争庁との協力に関する取決め(平成25年8月署名)
- ・韓国公正取引委員会との協力に関する覚書(平成26年7月署名)
- ・オーストラリア競争・消費者委員会との協力に関する取決め(平成27年4月署名)
- ・中国国家発展改革委員会との協力に関する覚書(平成27年10月署名)



公正取引委員会

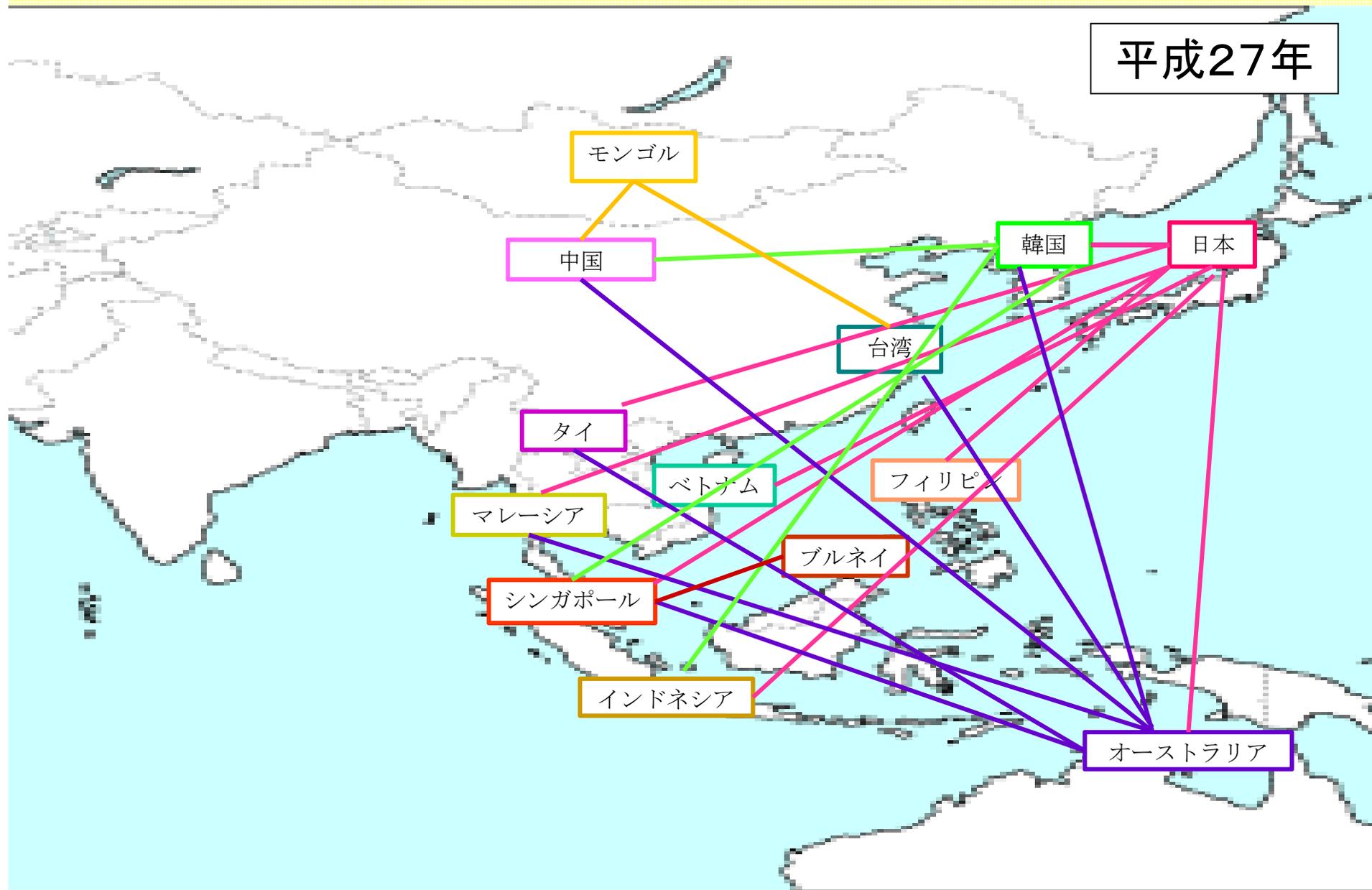
Japan Fair Trade Commission

平成17年





平成27年



オーストラリア競争・消費者委員会との協力に関する取決め

・特徴

- ☑ 両競争当局が審査過程において入手した情報(書証, 電子データ等)の共有を可能とする。
- ☑ 審査支援に関する規定を含む。

「第二世代」の
協力枠組み

・背景

両競争当局とも「情報
ゲートウェイ」を有する

日: 独占禁止法第43条の2
豪: 2010年競争・消費者法
第155AAA条

新しいOECD理事会勧
告の採択

競争法の審査及び手続に
関する国際協力に係る理
事会勧告(平成26年9月)

ACCCとの協力関係

BHPブリトン・リオティン
ト間のJV / 自動車用
ワイヤーハーネス受注
調整事件

・審査過程において入手した情報の共有

- ▶ どのような情報を相手国に送付するか等に係る完全な裁量
- ▶ 送付された情報に係る機密保持



環太平洋パートナーシップ(TPP)協定

・特徴

- ☑ 世界のGDPの約4割を占めるアジア太平洋地域12カ国が参加する貿易協定
- ☑ 我が国が締結済みの経済連携協定(EPA)においても例の無い競争法の執行における公正な実施に係る具体的な規定を設置
- ☑ WTO協定や我が国が締結済みのEPAにおいても例の無い、国有企業等に特化した規律を定める章を設置

・主な規定内容

競争政策章

- ・競争法の執行における手続の公正な実施(第16.2条)※
- ・私訴の権利(第16.3条)
- ・締約国間・競争当局間の協力(第16.4条)
- ・技術協力(第16.5条)
- ・消費者保護(第16.6条)

国有企業及び指定独占企業章

- ・国有企業等の商業的考慮義務、内外無差別待遇義務
- ・指定独占企業の非独占市場における反競争的行為の禁止(第17.4条)
- ・国有企業等への非商業的援助の禁止(第17.6条)
- ・国有企業に係る透明性の確保(第17.10条)

※競争法の違反の疑いについて競争当局と事業者との合意により自主的に解決する権限を競争当局に与える旨の規定が含まれているところ、これに対応した現行制度は存在しないことから、対応案を検討中。



4 公正取引委員会による技術支援



➤ 発展途上国に対する集団研修

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて、平成6年から発展途上国に対して実施。これまで58か国、223名の研修生に対して日本における研修を行ってきた。
- 平成25年度からは、アジア開発銀行研究所(ADBBI)との共催により、アジア諸国の競争当局等を対象として、日本における研修を開始した。

➤ 国別研修(JICAを通じた国別の技術協力プロジェクト)

- これまでに、中国、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、フィリピンを対象として、長期専門家派遣(タイ、インドネシア、ベトナム)、訪日研修、現地セミナー等を実施。

- 新規プロジェクト（JICAを通じた国別の技術協力プロジェクト）
平成27年9月以降，下記のとおりモンゴル及びインドネシアに対して，新規の技術協力プロジェクトを実施している。

対象	開始時期	内容
モンゴル公正競争・消費者保護庁	平成27年9月～	効果的かつ適正手続の観点からの法整備，能力向上等を図るための各種活動
インドネシア事業競争監視委員会	平成27年10月～	インドネシア競争当局に新たに付与された下請取引等の監視に係る能力向上，現在審議中の競争法改正法案に係る唱導活動を図るための各種活動

- 新たな競争法導入の動きを踏まえた対応
- ASEAN加盟国では，AECブループリントに基づき包括的競争法が相次いで制定されており，技術支援のニーズが高まっている。
 - 今後とも様々な機会を活用して東アジア各国の競争政策の展開を積極的に支援。